

# 富山県における教科書採択に関する一考察

佐藤 怜以子\*・笹田 茂樹

## A Study on the Selecting System of School Textbooks in Toyama Prefecture

Reiko SATO and Shigeki SASADA

キーワード：教科書採択制度，地方教育行政，富山県

keywords：The Selecting System of School Textbooks, Local Educational Administration, Toyama Prefecture

### はじめに

近年，教科用図書(以下，「教科書」と略記)をめぐる動きが活発化している。

第2次安倍政権は2013年に「教科書改革実行プラン」<sup>1</sup>を公表し，2011年にはじまる八重山教科書問題<sup>2</sup>で議論の焦点となった複数の市町村による共同採択のルールを明確化する方針を打ち出し，この方針に基づいて2014年には「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(以下，「無償措置法」と略記)を改正した<sup>3</sup>。

このように教科書採択制度が注目を浴びるなか，実際の教科書採択はどのように行われているのか。

1966年に日本政府も賛成して採択されたILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」には，「教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから，承認された計画の枠内で，教育当局の援助を受けて教材の選択と採用，教科書の選択，教育方法の採用等について不可欠な役割を与えられるべきである。」<sup>4</sup>とあり，教科書採択に当たっては教員がその中心的な役割を担うべきことが指摘されている。

しかし，我が国では，教科書採択制度について定めた無償措置法の制定以降，義務教育諸学校の教科書採択権が，行政解釈によると所管の教育委員会に属することになったため，実際に教科書を使用する現場教員の意見を取り入れにくい仕組みとなっている。

そこで本稿では，富山県における教科書採択の実態について調査し，その特徴や問題点を指摘すると

ともに，現場教員が採択にどのように関わっているかを検証したい。

研究方法としては，富山県内の市町村教育委員会に対して，教科書採択に関する文書についての情報開示請求を行い，開示された資料を精査することで採択の実態を明らかにする。

なお，情報開示された資料を基に教科書採択の実態について検証した先行研究には，藤岡信勝や山本直美による論考等が存在する<sup>5</sup>。彼らは教科書採択において学校や教員の意見をより反映させるべきだと指摘しているが，「新しい教科書をつくる会」によって作成された社会科教科書(以下，「つくる会系教科書」と略記)の採択をめぐる問題に焦点をしばり，藤岡はつくる会系教科書の採択を支持する立場から，山本はその逆の立場から議事録を検討したものであり，ひとつの自治体における教科書採択の全体像をとらえようとしたものではない。

本稿は，富山県における各自治体の教科書採択の全体像を議事録から把握しようというものであり，学術的にも意義があると考えられる。また，単独採択を行っている自治体と，共同採択を行っている自治体の双方から開示資料を手に入れることができたため，両者を比較検討することも可能となった。

なお，本稿は，I章で我が国の教科書採択制度について述べ，II章で富山県における教科書採択地区と採択基準を確認した上で，III章で開示資料に基づき教科書採択の実態について検証する構成となっている。

\*富山大学大学院人間発達科学研究科修士課程2年

## I. 教科書採択制度について

本章では、我が国における教科書採択が、これまでどのように行われてきたのかについて整理し、それらを基に現在では採択制度がどのように運用されているのかを明らかにしていく。

### (1) 教科書採択制度の歴史の変遷

本節では、教科書採択制度がどのような歴史の変遷をたどったのかを文献によって明らかにし、現行の採択制度に至るまでの流れを整理する。

#### ① 明治時代

1872年、文部省は当時の学制に基づき、小学教則において、さしあたって小学校教科書として利用すべき既存の書籍を例示した。この教科書目録には、文部省による教科書も、民間の書籍も特に区別なく示され、どの教科書を使用するかは、自由であった<sup>6</sup>。

しかし、1879年に教学聖旨が出され、小学校の教科書を調査して、国民教育の方針に適合しないもの、児童に適切でない内容のものは使用しないという方策がとられるようになった。その後、1881年には、小学校教科書について、文部省の定めた書式に従って府県が教科書一覧表を作成して届け出る開申制度がとられ、1883年には、小学校・中学校教科書について、府県が事前に文部省の認可を受ける認可制度に改められた<sup>7</sup>。

1886年、文部大臣森有礼によって小学校令・中学校令が公布されたが、これらの法令では使用する教科書について「文部大臣ノ検定シタルモノに限ルベシ」と定められ、現行の教科書検定制度の原点となる制度が創設された<sup>8</sup>。

この教科書検定制度による教科書統制には民間側からの批判もあったが、こうした批判をよそに、1899年、衆議院は「小学校修身書に関する建議」を提出し、修身教科書の国定化を推し進めようとした<sup>9</sup>。そして、修身教科書のみならず、小学校で使用する教科書を全て国定化しようとする動きが、貴族院や衆議院等で見られるようになった<sup>10</sup>。

こうした動きの中で、1902年、教科書会社と、県知事や文部省・府県の教科書採択担当者、師範学校・小学校長等200人以上が摘発される、いわゆる教科書疑獄事件と呼ばれた、教科書採択をめぐる贈収賄事件が発覚した。この事件は、教科書を国定にするための絶好の口実となり、文部省は翌1903年、

小学校令を改正し、国定教科書制度の実施に踏み切った<sup>11</sup>。

この結果、1904年からは小学校の修身・国語・日本歴史・地理、05年からは算術・図画、11年からは理科の国定教科書が使用されるようになり、小学校教育の内容に対する国家統制が強化されることとなった<sup>12</sup>。

#### ② 戦後

戦前・戦中の教育制度を抜本的に刷新するため、GHQの要請によって1946年に第一次アメリカ教育使節団が来日し、報告書を作成した。この報告書には、従来は中央集権的に文部省が行ってきた教科書の選定を含む教育行政の管理を、地方分権的なものにすべきだと記されていた<sup>13</sup>。この方針に基づき、翌年3月に文部省は教科書採択に関する諮問機関として「教科書制度改善協議会」を設置した。同協議会は、教科書の編集・発行・配給・採択に関わる制度改善案を答申し、そのうちの採択に関する制度改善案には「都道府県ごとに採択したものの中から学校が決定すること」とあり、限定付きながらも採択における学校の主体性を積極的に認める内容であった<sup>14</sup>。

1948年、文部省は同協議会の答申を受けて、「教科書検定に関する新制度の解説」と「昭和24年度使用教科用図書展示会実施要綱」を発表した<sup>15</sup>。

「教科書検定に関する新制度の解説」においては、見本審査を通過した教科書が公示され、学校の教員による採択に供せられることとなった。そして、教員が採択を行うために各都道府県教育委員会事務局は毎年教科書展示会を開催する。採択は、「文部省著作教科書・検定済教科書のいずれを問わず、教師たちの意見を十分取り入れた後に学校責任者（地方教育委員会が出来た場合には、地方教育委員会を含む）が選ぶことが建前である。」<sup>16</sup>とされ、それまで国定教科書制度のもとで、教科書を選ぶことができなかった教員（特に小学校教員）の意見を十分に取り入れる新制度に変わった<sup>17</sup>。

地方教育委員会（市町村教育委員会）が全面設置された後の1956年における文部省統計「地方教育行政の調査報告書」でも、地方教育委員会や府県教育委員会が示した方針に基づいて教科書を「学校が選び」それを「教育委員会が採択した」地方教育委員会数が全体の6割を超え、そのほかに「教育委

員会が採択の範囲を示してそのなかから学校が決定した」ケースや、「教育委員会は一般採択方針のみを示し学校が自主的に決定した」ケースも多数存在したことから、学校や教員の意見を教科書採択に取り入れることが一般的であったことが分かる<sup>18</sup>。

### ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

無償措置法は、1963年12月21日に制定された、「教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もって義務教育の充実を図ることを目的とする法律である<sup>19</sup>。

この無償措置法制定以前、教科書は各家庭が購入する有償制度がとられていた。

しかし憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする。」とあり、この憲法の理念をより広範囲に実現するための試みとして、1951年、公立小学校の入学児童に対し、国語・算数の教科書の無償給与が半額国庫負担で行われた。翌52年には、これが全額国庫負担に切り替えられたが、54年には財政難のため、一部の貧困児童以外は国費負担が打ち切られた<sup>20</sup>。

1950年代後半からは、教科書・教育費の無償を求める運動が始まり<sup>21</sup>、1961年に高知県の長浜地区で起こった教科書無償闘争がこの運動を全国に広めるきっかけとなった。上記の長浜地区での闘争を契機に、1961年、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が成立し、教科書を無償とすることが定められ、1963年には、その具体的な措置について記された無償措置法の成立につながった。その後の運営はこの法律と政令によって行われ<sup>22</sup>、この法律の制定後、公立小・中学校の教科書は全て市・郡等を単位として採択されることとなり、学校ごとに教科書が選定されることはなくなった<sup>23</sup>。

### ④ 無償措置法制定以後

無償措置法が制定されて以降、文部省によって教科書採択事務取扱要領が作成された。

「昭和36年度使用教科書採択事務取扱要領」では、「教科書の採択は、公立の学校にあっては所管の教育委員会、国立および私立の学校にあってはその学

校の校長の責任において行われる。しかし、その責任の遂行に当っては、学校等の希望を考慮するとともに、広い視野にたって慎重に行うことが必要である。なお、都道府県の教育委員会は教科書の採択について、適宜、市町村の教育委員会に対し必要な指導助言を行うものとする。」とされ、採択の責任が所管の教育委員会にあることと、都道府県の教育委員会は市町村の教育委員会に対して指導助言を行うこと、それに加えて学校等の希望を考慮することも明記された<sup>24</sup>。

しかし、その後の「昭和41年度採択事務取扱要領」では、学校等の希望を考慮するという文言は削除された<sup>25</sup>。

以上、明治時代から戦後までの教科書採択制度を概括してきたが、教科書採択制度は自由化と統制を交互に繰り返してきたと言える。

兼子仁は「教科書の選定は、各学校の教育課程編成および教師の授業内容編成に深くかかわる教育専門的事項であるから、原理的にはあくまで学校教師の教育権に属しているものと条理解釈される」とした上で、「市町村教委による教科書『採択』は、採択地区ごとの統一採択が法定されているとしても、あくまで学校教師の教科書選定権の原理をふまえ、なるべく学校教師の教科書選定意思を組み入れるような手続によって、行われるのでなければならない。」としており<sup>26</sup>、市町村教育委員会による採択は、教員の教育権や、それに付随する教科書選定権を侵害するものであってはならないと指摘している。

明治初期における自由採択や、戦後における現場教員の意見を取り入れた採択制度は、このような条理解釈にかなったものであったと考える。

しかし、無償措置法制定後、行政解釈によって教科書の採択権は市町村教育委員会にあるとされ、公立学校では「学校教師の教科書選定意思」が制限される仕組みとなってしまった。

次節以降では、現行の教科書採択制度について、「学校教師の教科書選定意思」がどのように反映されているかに着目しながら整理を行う。

### (2) 現行の教科書採択制度の仕組み

本節では、現在、教科書採択制度がどのように運用されているのかについて整理する。

文部科学省は、教科書の採択とは、「学校で使用

する教科書を決定することである。」と定義づけている<sup>27</sup>。教科書採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置法によって定められている。

また文部科学省は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号」に「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とあり、その第6項では、「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」と規定されていることを根拠に、採択の権限については「公立学校で使用される教科書について、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。」との行政解釈を行っている<sup>28</sup>。なお、国・私立学校で使用される教科書の決定の権限は各学校の校長にある<sup>29</sup>。

義務教育諸学校の教科書の採択方法は次の図1で示した通りである<sup>30</sup>。

まず、図1の矢印①にあるように、発行者（教科書を製造・供給する担当者<sup>31</sup>）は、次年度に発行予定の検定を終えた教科書の書目（科目・使用学年・書名・著作者名等）を文部科学大臣に届け出る<sup>32</sup>。

次に、届け出られた書目を文部科学大臣が一覧表

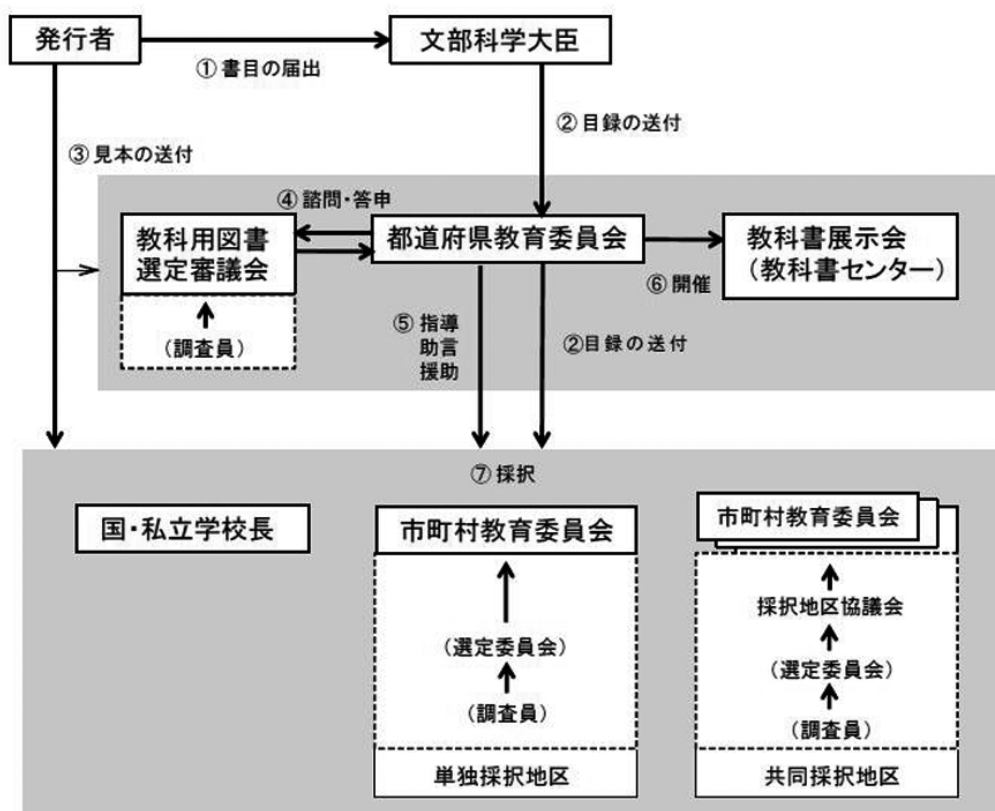
にまとめ、それを基に教科書目録を作成する。この目録は都道府県教育委員会を經由し、各学校や市町村教育委員会に送付される（図1の矢印②）。なお、この目録に登載されていない教科書は採択できない<sup>33</sup>。

また、文部科学省は新しく編集された教科書について各発行者が作成した教科書編集趣意書を取りまとめ、採択の際に各地で行われる調査・研究に役立てるために採択関係者へ知らせる<sup>35</sup>。

発行者は、採択の参考にするため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国・私立学校校長に送付する（図1の矢印③）。また、採択のために発行者の宣伝活動が多にならないように、送付先ごとに送付部数限度が定められている<sup>36</sup>。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会へ指導・助言・援助を行う際に、専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置して事前に意見を聴く（図1の矢印④）。この審議会では通常、教科ごとに数人の現職教員等を調査員として委嘱する。このように教科用図書選定審議会に調査員を置くことで、教員の「教科書選定意思」が制限付きな

図1 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み<sup>34</sup>





がら、ある程度反映されることとなる。

また、都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果から資料を作成し、それに基づいて指導・助言・援助を行うとともに（図1の矢印⑤）、学校の校長及び教員、採択関係者による調査・研究のため、毎年6月から7月にかけて一定期間教科書展示会を開催している（図1の矢印⑥）<sup>37</sup>。

この展示会は、各都道府県教育委員会が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）等で行われている。なお、教科書展示会は、採択において教員の意見を十分に取り入れた後に学校責任者が最も適当だと考えられるものを採択するという建前を民主的な方法で実現するために1956年以来設置されているもので<sup>38</sup>、これは教員の「教科書選定意思」を教科書採択に組み入れるための制度と言えよう。

教科書展示会の主要な会場となる教科書センターは2014年4月現在全国に932箇所あり、現在も増加傾向にある（2012年では886箇所）<sup>39</sup>。また、センター以外で開催される教科書展示会も増加しており、夜間や土日に開催されるものも増えている。さらに、教科書に対する国民の関心の高まりに応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の配置も進められている<sup>40</sup>。

しかし、展示会へ出向いて教科書の研究を行う教員の数は年々減っており、2001年には138,204人来会していたが、2011年には51,957人と、半数以下になっている<sup>41</sup>。これは、展示会というシステムそのものが形骸化しており、現場教員の教科書採択への関心はかなり薄れてきていることを示している。依義文は、教員に教科書の採択権が無いことにより、教員が教科書採択に対して無関心になると指摘しており<sup>42</sup>、この展示会への教員の来会者数の減少は、まさに依が指摘していたとおりの状況になっていると言えるだろう。

行政解釈上の採択権者である市町村教育委員会等は都道府県教育委員会が作成した選定資料を参考にしたり、独自に調査・研究を行ったりした上で、1種目<sup>43</sup>につき1種類の教科書を採択する（図1の⑦）。なお、義務教育諸学校用教科書については、通常4年間同一の教科書を使用する<sup>44</sup>。

文部科学省は、単独採択地区においては選定委員会の設置や、調査員の構成については規定しておらず、各市町村の裁量に任せている。しかし、多くの

市町村では選定委員会が設けられている。この選定委員会（本稿で取り上げる富山市・高岡市・射水市では「採択協議会」に当たる）は、各採択地区ごとに設置されるもので、教育委員長を含む教育委員や、保護者代表等で構成されている。また、選定委員会は、独自に教科書の内容について調査・研究を行う調査員（本稿で取り上げる富山市・射水市では「調査研究員」に当たる）を置くことができるが、この選定委員会における調査員の設置も、教員の「教科書選定意思」を一定程度反映できる制度と言える。ただし、調査員に任命される教員は採択地区内にある学校のうち数校から選ばれるものであり、必ずしも採択地区内の全ての学校の意見が集約されるわけではない。

この調査員による調査・研究の結果は、選定委員会の参考資料として使用される。そして、選定委員会における協議の結果は「採択案」として市町村教育委員会に提出され、それを参考に所管の教育委員会が採択を行う。

このように調査員を設置し、教科書についての意見を現場教員に求めることはあるが、この意見はあくまで選定委員会での参考資料としてのみ扱われる。それゆえ、行政解釈上の最終的な採択権をもつ市町村教育委員会の会議で、こうした現場の意見が覆される可能性を現行の教科書採択制度は孕んでいる。

### (3) 共同採択

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は、行政解釈上、市町村教育委員会にあるが、2014年に改正される前の無償措置法によると、採択に当たっては「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとしていた。

採択地区は、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっている。

採択地区の数は、2014年5月現在、全国で581地区ある。各採択地区の数は都道府県によって異なっており、最多は東京都の54地区、最少は鳥取県の3地区である<sup>45</sup>。

複数の市町村で採択地区を構成している共同採択地区は361地区で、全体の約62%に当たる（政令市

を含む)。また、全ての都道府県において、複数の地域で共同採択が行われている。

なお、採択地区内の市町村は、共同採択を行うため採択地区協議会を設け、ここに現職の教員等からなる調査員を置くなどして共同調査・研究を行っている<sup>46</sup>。また、前述したように2014年4月に無償措置法が改正され、2015年4月1日から採択地区内の市町村教育委員会は、協議によって規約を定めた上で採択地区協議会を必ず置くこととなり、そこでの協議の結果に基づいて採択地区内で同一の教科書を採択することになった（本稿で取り上げる中新川採択地区では「教科用図書採択協議会」に当たる）。

この共同採択制度の下で教科書を採択している地域の一つに、沖縄県八重山採択地区がある。ここでは近年教科書採択をめぐり、いくつかの問題が発生した。その原因の一つとして、教科書採択地区協議会と、学校現場の乖離が挙げられる。

2011年6月に当時の石垣市教育委員会教育長であった玉津克博が主導して教科用図書八重山採択地区協議会において同会規約を多数決で改訂したが、この改訂された規約で定めた採択地区協議会の構成員の中に学校関係者は含まれていなかった<sup>47</sup>。また、教科書の調査研究を行う調査員は、3市町教育長によって構成される役員会によって選任されることになっていたが、同年の採択の際には、この役員会を経ずに採択地区協議会会長である玉津が調査員を選任したことも、のちに問題となった<sup>48</sup>。

2011年8月、同採択地区では、教育長3名、教育委員3名、八重山地区PTA代表1名、学識経験者1名で構成された採択地区協議会が開催され、教科書の選定・答申が行われた<sup>49</sup>。この採択地区協議会では、中学校公民教科書の採択について、他社の教科書は「自虐史観」が強いとして、採択地区協議会で参考意見を述べた調査員の中では最も評価が低かった育鵬社のものが選ばれた<sup>50</sup>。

これらのことに異議を唱えた竹富町教育委員会は、採択地区協議会の答申とは異なる東京書籍の教科書を採択することを決定した。その後、3市町の全教育委員13名によって改めて協議が行われ、東京書籍を選定することが多数決で可決された<sup>51</sup>。

しかし、石垣市教育委員会教育長と与那国町教育委員会教育長は、当初の採択地区協議会で答申されたものを採択するべきだとしてこれを認めなかった<sup>52</sup>。

この、いわゆる八重山教科書問題では、共同採択を行っている地区において、各市町村によって採択に対する意見が異なるという実態と、現行の制度では学校現場の意見ではなく、一部の教育委員が特定の思想をもって恣意的に教科書採択を行うことが可能であるという実態が浮き彫りになった。子どもの成長にふさわしく、学びに適切な教科書を選ぶためには、実際に子ども達を教えている教員の意見が必要不可欠であり、その意見が特定の政治的見解によって蔑ろにされるようなことはあってはならない。

八重山教科書問題を契機に無償措置法が改正され、採択を行う上でより柔軟に採択地区を設定し、必要に応じて採択地区の分割を行うことが可能となったため、竹富町は八重山採択地区から分離し、今後は独自に採択を行うこととなった。同時にこの法改正では、採択地区協議会での協議に基づいて採択を行う旨が明記されたため、共同採択地区内において各市町村の意見が異なった場合には、そのいずれかの意見を無視して教科書採択が行われる可能性は残されている。

## II. 富山県における教科書採択地区と採択基準

本章では、富山県の採択地区構成市郡と採択基準について確認する。

富山県における採択は、前章で述べた無償措置法による制度に基づいて行われている。また、富山県では単独採択地区と共同採択地区が混在しているが、今回調査を行った採択地区のうち、単独採択地区はいずれも選定委員会を置いている。

また、富山県においても、国が定めた制度に基づき、選定委員会や調査員の意見はあくまでも市町村教育委員会が採択を行うための参考資料としてのみ扱われている。

富山県の採択地区は以下の表1に示した通り、8地区に分かれる。

この表1が示すように、魚津市、富山市、射水市、高岡市、氷見市はそれぞれ各市の教育委員会による単独採択だが、下新川・黒部採択地区（入善町・朝日町・黒部市）、中新川採択地区（滑川市・舟橋村・上市町・立山町）、砺波採択地区（砺波市・小矢部市・南砺市）、以上の3地区は共同採択である。

また、富山県教育委員会は、以下のように2012年度における義務教育諸学校教科書の採択事務の在

表 1 富山県の教科書採択地区構成市郡<sup>53</sup>

採択地区	市	郡 (町・村)	構成市	構成郡 (町・村)
下新川・黒部	1	1(2・0)	黒部市	下新川郡(入善町・朝日町)
魚津	1	0(0・0)	魚津市	
中新川	1	1(2・1)	滑川市	中新川郡(舟橋村・上市町・立山町)
富山	1	0(0・0)	富山市	
射水	1	0(0・0)	射水市	
高岡	1	0(0・0)	高岡市	
氷見	1	0(0・0)	氷見市	
砺波	3	0(0・0)	砺波市・小矢部市・南砺市	
8	10	2(4・1)		

り方や採択基準について定めている（以下、「平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択基準」より引用<sup>54</sup>）。

#### ◎採択に関する法的事項

市町村立学校の教科用図書を採択する権限は、所管の市町村教育委員会にある。その採択権限を有している、各市町村の教育委員会及び国立及び私立学校長は、教科書の適正な採択を行うため、県教育委員会の指導・助言や援助のもとに、採択に関する事務を適切に行う。

また、共同採択地区内では協議により、採択地区に1種の教科書を採択すること。同一教科書の採択期間は、学校教育法附則第9条<sup>55</sup>の規定による教科用図書を除き4年である。

#### ◎採択に関する運用事項

##### ○小学校用教科用図書

2011年度は、義務教育諸学校用の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、同一教科書の使用が4年間と定められているため、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除いて、2010年度に採択したものと同一教科書を採択する。

##### ○中学校用教科用図書

2012年度使用中学校用教科用図書の採択では、特に次の点に留意して適正に採択を行う。

学習指導要領や生徒の実態、地域の実情を踏まえ、県教科用図書選定審議会の教科用図書調査研究結果を参考にして、採択地区内の中学校の教育課程に最も適した教科書を十分な調査研究を行い、

各市町村教育委員会の責任において採択すること。

○小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校（県立特別支援学校を除く）小・中学部用教科用図書  
これらの学校や学級については、その学校の位置する採択地区の通常の学級で使用する教科書と同一のものを採択することが望ましいが、特別の教育課程が存在する場合は、下学年用の検定教科用図書または特別支援学校用の文部科学省著作教科書を使用することができる。

また、学校教育法附則第9条の規定により、より適切な一般図書(絵本等)があると判断できる際には、これを使用することができる。

教科書の採択権限は、行政解釈上、所管の市町村教育委員会にあると明記されているが、採択の際には、学習指導要領だけではなく、生徒の実態や地域の実情を踏まえて、中学校の教育課程に最も適した教科書を選ぶことや、教科書の調査研究を行うために必要な機関を各市町村教育委員会に設けなければならないこと等が中学校採択基準に示されている。したがって、この基準によると、富山県における教科書採択は、あくまでも子どもや地域の実態に即して行われなければならない。

このため、各採択地区では選定委員会を設けて調査員の意見を聞くなどしており、現場教員の「教科書選定意思」を取り入れる機会をつくっているが、その実態と詳細については次章で明らかにする。

### Ⅲ 富山県における教科書採択の実態

本章では、富山県内の5つの市町村教育委員会に情報開示請求を行い、開示された資料を基に2012年現在の富山県における教科書採択の実態について分析する。今回資料を得ることができたのは、富山市、高岡市、射水市、舟橋村、滑川市の5市町村である。

各自治体へは事前に連絡し、以下4点の情報が分かる資料の閲覧及び複写を行うことが可能かを確認した。

- ・地区採択協議会等、教科書採択に関わった構成員の名簿
- ・地区採択協議会の答申書
- ・地区採択協議会の作成した「選定基準」が分かるもの



・採択地区内調査員が作成した教科書調査報告書

さらに、富山市教育委員会については「富山市教育委員会議事録」のうち、教科書採択に関連する部分の公開もなされており、本研究の調査資料とした。

また、本章において教科書の推薦状況と採択状況を示す表を作成するに当たり、各教科書出版社を以下の通り略称で表記する。

「光村」：光村図書、「東書」：東京書籍、「帝国」：帝国書院、「大日本」：大日本図書、「教芸」：教育芸術社、「教出」：教育出版、「日文」：日本文教出版、「学図」：学校図書、「大修館」：大修館書店、「学研」：学研教育みらい、「教図」：教育図書、「光文」：光文書院、「育鵬」：育鵬社、「自由」：自由社、「清水」：清水書院

(1) 富山市

富山市では、市立小学校・中学校において使用する教科書の採択に関する調査研究・協議を行い、意見の集約を図るため採択協議員11名を選出し、その11名で採択協議会を組織している。委員の内訳は、富山市教育委員長、教育委員3名(教育長含む)、校長2名(小・中各1名ずつ)、富山市小学校教育研究会<sup>56</sup>(以下、「小教研」と略記)代表、富山市中学校教育研究会<sup>57</sup>(以下、「中教研」と略記)代表、保護者代表2名である<sup>58</sup>。

また、採択の対象となる教科書の種類に応じ、必要な数の調査研究員を置くことになっている。調査研究員とは、児童生徒に最もふさわしい教科書を採択するため、学習指導要領、「富山市学校教育指導方針」及び富山市の生徒の実態と地域の実情を踏まえて教科書の調査研究を行う者である。2012年度の教科書採択の際には、9教科15種目において36名が選ばれ、教育長によって任命された。この調査研究員によって6月上旬より8月上旬にかけて教科書の調査・研究のための打ち合わせ会が4回行われ、そこでの調査結果を基に、採択協議会で使用するための参考資料として調査意見書が作成される<sup>59</sup>。

富山市では中学校教科書の場合、この調査研究員に加えて、中学校、中教研の三者がそれぞれ教科書の推薦を行うが<sup>60</sup>、調査研究員については、調査内容に基づき「最もふさわしい」、「次いでふさわしい」と順位付けして当該種目の教科書出版社2社を推薦することになっている。

中学校の推薦については、市内全ての中学校が、それぞれ推薦する教科書を決め、それをまとめる仕組みをつくっている。具体的には、各中学校が「使用中学校教科用図書推薦書」という所定の用紙に、「最もふさわしい」教科書へ「◎」、「次いでふさわしい」教科書へ「○」を種目ごとに記入する。それら全ての中学校から集められた推薦書を基に、◎は1点、○は0.5点を積算して集計したものが採択協議会の資料として提出される。ただしこの資料では、各社教科書を推薦した校数は分かるが、どの学校がどれを推薦したかは分からないようになっている<sup>61</sup>。また同様の推薦方法が富山市内の小学校でも行われているが<sup>62</sup>、この推薦書は各小・中学校教員の「教科書選定意思」を反映させるための制度と言える。

また、中教研は順位をつけずに2者を推薦し、推薦理由を文章で記述することになっているが<sup>63</sup>、中教研は中学校教員による研究団体であるため、この推薦制度も教員の「教科書選定意思」を活かすものである。

これら3者から出された推薦資料は、推薦結果集計表にまとめられ、調査研究員が作成した調査意見書と併せ、採択協議会では以下のような資料となって採択の参考とされる<sup>64</sup>。例として、国語の資料を引用したものが、次の表2である。

表2 2012年度使用中学校国語教科用図書の推薦結果<sup>65</sup>

1 調査研究員						
			発行者			
	最もふさわしい		光村図書			
	次いでふさわしい		三省堂			
2 中学校						
	東京書籍	学校図書	三省堂	教育出版	光村図書	計
◎			1		25	26
○	12	1	12		1	26
数値	6	0.5	7	0	25.5	39
※各発行者の◎、○の数字は推薦校数である。 ※数値の欄は◎を1点、○を0.5点として得点を積算した値である。						
3 富山市中学校教育研究会						
発行者	書名		推薦理由(2点記入)			
東京書籍	新しい国語 1, 2, 3		・本編, 基礎編, 資料編と3部構成になっており, 学習の仕方を決めると自分にあった学習方法を身に付けることができる。			



		・発表や話し合いの仕方、レポートや手紙の書き方等は他教科の学習にも使え、言語活動の基礎となる内容が見られる。
光村図書	国語1, 2, 3	・3学年を通じて、文学作品、説明文とともに充実した教材が多い。特に、説明文は、宇宙科学、生命科学、社会、歴史、美術等今日的な課題を網羅している。 ・文法に関する説明事項が分かりやすく、また、理解しやすくとまとめられている。

※記載は発行者順(順位をつけずに2者を推薦する。)

富山県における教科書採択の特徴的な点は、前述したように、小学校や中学校からの「学校推薦」(票)制度を加味して採用していることである。

これら中学校からの推薦結果をみると、教科によって違いはあるものの、学校によって使用したい教科書が異なるケースが見られる。今回の調査では、特に家庭科においてばらつきが顕著であった。

表3 富山県中学校における家庭科教科書の推薦状況<sup>65</sup>

	東京書籍	教育図書	開隆堂出版	計
◎	10	6	10	26
○	14	5	7	26
数値	17	8.5	13.5	39

この表3を見ると、「最もふさわしい」、「次いでふさわしい」を合計した点数の積算結果が、東京書籍：17点、教育図書：8.5点、開隆堂出版：13.5点と、比較的僅差であることが分かる。ちなみに、「最もふさわしい」として推薦された教科書だけを見ると、東京書籍：10票、開隆堂出版：10票と同じ票数である。このことは、同じ採択地区内でも最も使用したいと考える教科書が学校によって大きく異なるという実態を表している。

採択協議会の公開会議録を見ると、中学校による推薦結果を採択の参考にしている箇所が散見されたため、中学校による推薦は教科書の採択を行う上で重要な役割を果たしていると考えられる。

採択協議会会議録<sup>67</sup>や「推薦結果」<sup>68</sup>、教育委員会会議録<sup>69</sup>等を参考資料として、2012年度の富山県における中学校教科書の採択状況を、次の表4に示した<sup>70</sup>。

この表には、前述した3者それぞれが推薦した教科書、採択協議会が教育委員会へ提出した答申に書かれた教科書、教育委員会が実際に採択した教科

書、以上の出版社名を種目ごとに示してある。

表4 2012年度富山県における中学校教科書の採択状況

	調査研究員推薦		中教研推薦		中学校推薦		採択協議会 答申	教育委員会 採択
	①	②			①	②		
国語	光村	三省堂	東書	光村	光村	三省堂	光村	光村
書写	東書	光村	三省堂	光村	光村	三省堂	東書	東書
地理	帝国	東書	東書	帝国	帝国	東書	帝国	帝国
歴史	帝国	東書	東書	帝国	東書	帝国	帝国	帝国
公民	帝国	東書	東書	帝国	帝国	東書	帝国	東書
地図	帝国	(東書)	帝国	—	帝国	東書	帝国	帝国
数学	大日本	東書	東書	啓林館	東書	啓林館	大日本	大日本
理科	東書	大日本	東書	大日本	東京	大日本	東書	東書
音楽	教芸	教出	教出	—	教芸	教出	教芸	教芸
器楽	教芸	教出	教出	—	教芸	教出	教芸	教芸
美術	光村	日文	開隆堂	日文	日文	光村	光村	光村
保体	東書	学研	大修館	学研	学研	東書	東書	東書
技術	開隆堂	東書	東書	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂	開隆堂
家庭	開隆堂	東書	東書	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂	開隆堂
英語	開隆堂	東書	東書	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂	開隆堂

上記の表4から、網かけ部分の公民だけ、採択協議会の答申と実際の採択結果が異なっていることが分かる。

では、なぜこのようなことが起こったのか検証してみたい。

以下、教育委員会臨時会の会議録より、公民の教科書採択に関連する部分を抜粋する<sup>71</sup>。なお、各発言者の個人名に関しては個人情報保護の観点からアルファベットを用いたが、開示された会議録では実名が記されている。

(委員長) 公民での尖閣諸島の取扱だが、帝国書院だけがはっきり記載されてなく、他は書いてあると思うがどうか。きちんと書いておくべきではないか。

(A委員) 私も同じ意見で、当たり障りの無い表現ではなく、子どもに教えるという観点から教科書にははっきり書いてある方が良く思う。

(B委員) 先生方も教科書に書いてなくてもこうだと言えるならいいが、教科書に書いてある方が良いのではないかと。

(委員長) 国旗、国歌についても東京書籍には、はっきりと本文に書いてある。帝国書院は小さく、しかも欄外である。

(委員長) 採択協議会は協議会の集約意見であって、

最終的に決める責任は教育委員であるから、この場で決めてもいい。

(C委員) 教科書に載っていなかったら教師は教えないのではないか。載っていない一つを選ぶのは不自然さを感じる。

(委員長) 企業にいる者の立場と教師としての立場では、視点が違うのだろう。

(C委員) 東京書籍は、目次もはっきりしていて見やすい。

(教育長) 調査員も甲乙つけがたいと言っているし、領土問題等を含め、総合的に判断したら東京書籍になったということになる。

(B委員) 東京書籍は、大きくて見やすい。そのような点もあると思う。

(委員長) 公民はこれまでの意見をまとめると、東京書籍にするということが良いか。

調査研究員や採択協議会において「最もふさわしい」とされたものは帝国書院であったが、上記のような教育委員会臨時会での審議を経て、最終的には調査研究員と採択協議会が「次いでふさわしい」とした東京書籍を採択することになった。

実は、領土問題のことや教科書の大きさについて、教育委員会臨時会以前に行われた採択協議会でも既に議論が行われていた。

その採択協議会では、東京書籍のメリットであると教育委員会臨時会で発言があった教科書の大きさに関して、「実際に教室の机の上に教科書、ノート、資料集を広げて学習することを考えると、東京書籍の大きさでは、子どもが学習する上で不都合があるのではないか」という指摘がされている<sup>72</sup>。

また、領土問題に関しては、「表記について考慮すべきであり、その点では帝国書院は記述が曖昧であり、東京書籍の方が良いのではないか」という意見も見られたが、領土問題だけで教科書を決めるわけにはいかないこと、社会科に関心をもつ子どもを増やすという長い目を見た時のこと、公民のねらいを考え社会参加の意識をより強めること、等を考慮すると、最終的には帝国書院の方が良いという結論に至り、「最もふさわしい」とされた<sup>73</sup>。

これらのことから、学校現場や採択協議会と、教育委員会の間では意見に食い違いが見られることが分かる。学校現場の「教科書選定意思」を取り入れる試みがなされていたり、採択協議会で議論が重ねら

れたりしていても、それが採択に必ずしも反映されない場合もあるということはこの事例は示している。

## (2) 高岡市

高岡市の採択協議会は、教育委員長(会長)、委員長職務代理者(副会長)、教育委員2名、教育長、小学校長会長、中学校長会長、教育センター所長、保護者代表として市PTA連絡協議会会長、以上の9名で構成されている<sup>74</sup>。

以下、高岡市における2012年度使用中学校教科書と2011年度使用小学校教科書の採択状況を、採択協議会会議録等を参考にしながら、表5と表6に整理した。なお、中学校と小学校の採択年度が異なっているのは、教科書採択が学習指導要領の改訂に合わせてそれぞれ行われるためである。

表5 2012年度高岡市における中学校教科書の採択状況<sup>75</sup>

	採択協議会答申	教育委員会採択
国語	光村	光村
書写		光村
地理	東書	東書
歴史	帝国	帝国
公民	帝国	帝国
地図		帝国
数学	東書	東書
理科	東書	東書
音楽(一般)	教芸	教芸
(器楽)	教芸	教芸
美術	光村	光村
保健体育	学研	学研
技術	開隆堂	開隆堂
家庭科	開隆堂	開隆堂
英語科	開隆堂	開隆堂

表6 2011年度高岡市における小学校教科書の採択状況<sup>76</sup>

	採択協議会答申	教育委員会採択
国語		学図
書写		学図
社会		教出
地図		帝国
算数	東書	東書
理科	学図	学図
生活		学図
音楽		教芸
図画工作		開隆堂
家庭		開隆堂
保健		光文

上記の表5、表6は各種目の調査員が作成した調査報告資料や、採択協議会議録に基づいて作成した

が、表中の空欄部分の情報は記載されていなかった。なお、開示された資料を見る限り、高岡市では採択協議会で答申された教科書と全て同じものが採択されている。

また、同市の採択協議会議録では、誰がどの発言をしたかは分からないようになっており、発言者の匿名性が保たれている。また、会議録として公開されているのは、調査研究結果が報告された後の審議の部分のみである<sup>77</sup>。

中学校教科書の調査員は、各教科5名(社会科のみ7名)で構成されており、各教科の責任者は9教科のうち6教科は教頭、3教科は教諭であった。それら調査員は、高岡市を中心に活躍している経験豊富な教員等から選出されている<sup>78</sup>。これは、今回調査した採択地区の中で最も多い人数であり、他の採択地区より多くの学校現場の意見を集めることが期待できる。なお、小学校教科書における調査員の構成に関しては、今回得られた資料には記載されていなかった。

採択協議会会議録を詳細に検討した結果、小学校・中学校共に、教科書採択に関して目立った対立意見等は見られなかった<sup>79</sup>。

中学社会科においては、教科書のサイズや資料の大きさ、文化や人物の取扱、復習や家庭学習で利用すること等も考慮すべきという意見も見られた。また、領土問題の記述等についても協議が行われたが、社会科調査員の教科代表者は、「いずれにしても7社全ては、国の検定基準に合格した教科書なので適切である。」と述べている<sup>80</sup>。

中学校数学においては、全国学力学習状況調査のB問題で問われている活用力を伸ばす手立てについて議論が行われた。

中学校理科では、従来の1分野、2分野に分かれていた教科書が、学年ごとの1冊になったことによって中教研の学力調査等で学校間のずれが生じるのではないかと、との意見が出されたことが採択協議会会議録に記録されている<sup>81</sup>。

上記の中学数学・理科に関しては、全国学力調査において学力を伸ばすことや、教科書によって学校間の格差を生むのではないかと、といった現場教員の意見を採択に反映させようという姿勢が採択協議会では見られ、子どもの実態や教員の「教科書選定意思」を尊重した採択が行われていると言える。

### (3) 射水市

射水市における中学校の採択協議会のメンバーは、教育委員5名、小学校および中学校の保護者代表としてPTA連絡協議会の会長・副会長の2名、射水市小教研・中教研の代表各1名ずつ、計9名である<sup>82</sup>。

同市における小学校の採択協議会のメンバーは、教育委員5名、小学校および中学校の保護者代表として中学校同様PTA連絡協議会の会長・副会長の2名、射水市小教研・中教研の各代表1名ずつ、射水市教育委員会事務局職員5名、射水市教育センター所員3名、計17名である<sup>83</sup>。

調査研究会は、各教科ごとに調査研究員を置いて教科書の調査研究を行い、調査意見書を作成するために設置されたもので、計3回開かれた。中学校教科書調査研究会は教育長と調査研究員28名の計29名で構成されており<sup>84</sup>、小学校教科書調査研究会は会長(射水市教育委員長)1名、調査研究員30名(各教科3人ずつ)、教育センター職員3名の計34名で構成されている<sup>85</sup>。

これら調査研究会が作成した調査意見書を参考に、採択協議会で採択協議会委員が協議を行う<sup>86</sup>。

以下、射水市における2012年度使用中学校教科書と2011年度使用小学校教科書の採択状況を、それぞれの採択の前年に答申を行った2011年の採択協議会の会議録<sup>87</sup>と2010年の採択協議会の会議録<sup>88</sup>を参考にしながら、表7と表8に整理した。

表7 2012年度射水市における中学校教科書の採択状況<sup>89</sup>

	調査研究会推薦			採択協議会 答申	教育委員会 採択
	①	②	③		
国語	東書	光村		東書	東書
書写	光村			光村	光村
地理	帝国			帝国	帝国
地図	帝国			帝国	帝国
歴史	帝国	東書		帝国	帝国
公民	帝国	東書		帝国	帝国
数学	啓林館	教図		啓林館	啓林館
理科	東書	(学図)	(大日本)	東書	東書
音楽(一般)	教芸			教芸	教芸
(器楽)	教芸			教芸	教芸
美術	日文	(開隆堂)	(光村)	日文	日文
保健体育	学研	大修館		学研	学研
技術	開隆堂	東京		開隆堂	開隆堂
家庭	教図			教図	教図

※ 表中の「調査研究会推薦」枠に「( )」で示された教科書出版社は、2位3位の順位が付けられていない。



表 8 2011年度射水市における小学校教科書の採択状況<sup>90</sup>

	採択協議会答申				教育委員会採択	
	①	②	③	④	特別支援 学級以外	特別支援 学級
国語	光村	東書			光村	東書
書写	光村	東書			光村	
社会	東書	教出			東書	
地図	帝国	東書			帝国	
算数	東書	教出			東書	未定
理科	学図	東書			学図	
生活	学図	教出			学図	
音楽	教芸	東書			教芸	東書
図画工作	日文	開隆堂			日文	
家庭	開隆堂	東書			開隆堂	
保健	光文	学研	東書	文教・大日本	光文	

中学校に関しては2011年7月27日、小学校に関しては2010年7月30日に行われた第2回の採択協議会で、調査研究員からの調査結果報告を受けて、各教科ごとに最もふさわしい教科書1種類が選定され、選定結果が教育委員会に答申された<sup>91</sup>。

射水市においては、採択協議会で、富山市のように各教科2社に限定して調査研究員が推薦するという形ではなく、中学校教科書では1社のみ推薦を行う教科もあれば、順位づけていくつかの社を推薦する教科も見られた<sup>92</sup>。小学校教科書では調査研究員が適切であるとする教科書を各教科で2つほど推薦し、その中で協議を行う、という形式が主にとられていた<sup>93</sup>。また、小学校の特別支援学級の教科書に関しては、国語、算数、音楽の教科書についてのみ採択結果答申書に記載があり、他の教科については不明であった<sup>94</sup>。

採択協議会の会議録を検討した結果、射水市でも高岡市と同様に採択協議会の中では、目立った意見の対立は見られなかった。

しかし、協議内容が浅いわけではなく、児童の発達段階やノートの取り方等といった子どもの学習の方法や、言葉の使い方などの社会における今日的な課題等について、活発な意見交換が行われていた。

また、社会科の領土問題については「非常に大切且つ微妙な問題を含んでいるため、より客観的に示している方が生徒にとっては良い」という意見があり、調査研究員は帝国書院を推薦している<sup>95</sup>。

数学では、子どもたちの間で学力差を作らないために十分理解をさせる工夫が教科書に凝らされているか、ということについて議論が行われた<sup>96</sup>。理科では、資料やイラストの使われ方、昨今問題となっ

ている原子核崩壊や放射能についての扱いに触れる等、多くの質疑応答が繰り返されており、深い議論が交わされていた<sup>97</sup>。以上のことから、射水市の採択においては、子どもの使いやすさや学力を重要視し、適切な教科書を選ぼうとした調査研究員の意見が反映されており、高岡市と同様に子どもの実態や現場教員の「教科書選定意思」が尊重された形で教科書採択が行われていると言えよう。

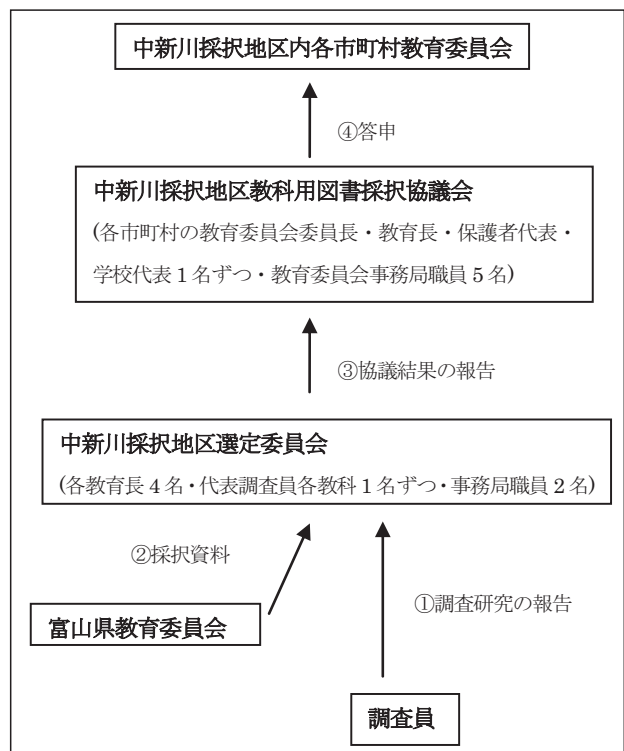
また、射水市では教科書採択に関する教育委員会の会議録は開示されなかったため、採択の決定の際にどのような議論が行われたのかは不明である。

#### (4) 舟橋村

舟橋村は、滑川市・舟橋村・上市町・立山町の4市町村で中新川採択地区を構成し、共同採択を行っている。共同採択の仕組みは、Ⅱ章(3)で解説したように、都道府県教育委員会が、同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域を、採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっている。

中新川採択地区の採択の仕組みを、以下の図2に示した。

図2 中新川採択地区の教科書採択の仕組み



中新川採択地区においては、各市町村の中学校から1教科につき3名(音楽のみ2名)、計29名の調

査員が<sup>98</sup>、各市町村の小学校からは1教科につき2名、計18名の調査員が選ばれ<sup>99</sup>、それぞれの教科書について調査研究を行い、その結果を選定委員会へ報告する(図2の矢印①)。

同地区の選定委員会は、上市町・立山町・舟橋村・滑川市の4市町村の教育長4名と、調査員の代表である代表調査員が各教科1名ずつ、さらに事務局職員2名で構成されており、調査員の調査研究報告や県教育委員会が作成する採択資料等を参考に(図2の矢印②)協議を行い、その結果を採択協議会に報告する(図2の矢印③)<sup>100</sup>。

採択協議会は、4市町村からそれぞれ教育委員会委員長、教育委員会教育長、保護者代表、学校代表が各1名ずつ、つまり各市町村から4名ずつが選ばれ(計16名)、さらに選定委員会で調査員が報告した内容の大筋を説明するために事務局の職員5名が加わるため、計21名で構成される。この採択協議会では、選定委員会からの協議結果報告を受けて話し合いが持たれ、どの社の教科書を教育委員会に答申するかが決定される。ここで決定された教科書が4つの市町村の教育委員会に答申され(図2の矢印④)、答申を受けた各教育委員会が教科書の採択を行う<sup>101</sup>。

中新川採択地区における教科書調査研究の観点については、小学校・中学校で使用する教科書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童の学習等に鑑み、教材・配列等の取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、次の◎や○で示した項目が定められ<sup>102</sup>、これらの項目について、選定委員会や採択協議会で活発な意見交換がなされた。

◎教科・種目に共通な観点

- 内容の選択(教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連)
- 内容の程度
- 構成・配列・分量
- 表記・表現
- 創意・工夫

◎教科・種目別の観点

以下、中新川採択地区における2012年度使用中学校教科書と2011年度使用小学校教科書の採択状況を、採択協議会会議録等を参考にしながら、表9と表10に整理した。

表9 2012年度中新川採択地区における中学校教科書の採択状況<sup>103</sup>

	調査員推薦							採択協議会 答申	教育委員会 採択
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
国語	光村							光村	光村
書写	光村							光村	光村
地理	帝国	日文	東書	教出				帝国	帝国
歴史	帝国							帝国	帝国
公民	東書	帝国	教出	日文	育鵬	自由	清水	東書	東書
地図	帝国	東書						帝国	帝国
数学	東書							東書	東書
理科	東書							東書	東書
音楽(一般)	教芸							教芸	教芸
(器楽)	教芸							教芸	教芸
美術	光村							光村	光村
保健体育	大日本							大日本	大日本
技術	東書							東書	東書
家庭	開隆堂							開隆堂	開隆堂
外国語	開隆堂							開隆堂	開隆堂

※「調査員推薦」の2位以下は社会科のみ記載<sup>104</sup>。

表10 2011年度中新川採択地区における小学校教科書の採択状況<sup>105</sup>

	調査研究会推薦			採択協議会 答申	教育委員会 採択
	①	②	③		
国語	光村	東書・学図		光村	光村
書写	光村			光村	光村
社会	東書	教出		東書	東書
地図	帝国	東書・学図		帝国	帝国
算数	東書	学図		東書	東書
理科	東書	学図		東書	東書
生活	東書	学図		東書	東書
音楽	教芸	教出	東書	教芸	教芸
図工	日文	開隆堂		日文	日文
家庭	開隆堂	東書・学図		開隆堂	開隆堂
保健	学研	光文		学研	学研

中新川郡教科書採択協議会会議録では、子どもが学習内容に見通しをもつことができるか、イメージしやすいかといった子どもの使いやすさ、文章量やレイアウトが子どもの学習に適切かどうかなど、中新川採択地区が独自に調査研究の観点を定め、子どもの学習の実態を想定した調査研究が行われ、採択協議会で報告されていた。また、舟橋村教育委員会の定例会において中新川地区採択協議会が出された答申と同様の教科書を採択することに反対意見や質問が述べられることはなく、答申通りに採択することを確認するのみであった<sup>106</sup>。

(5) 滑川市

滑川市も、中新川郡との共同採択であるため、採択結果は舟橋村と同じである。

2011年、中新川採択地区教科用図書採択協議会の答申を受け、教科書採択を行うため、滑川市教育委員会の定例会が開かれた<sup>107</sup>。この定例会の会議録を得るために、情報公開請求を行ったが、開示された資料は黒塗りの部分が大半を占め、情報が不明な箇所が多い。しかし、中学校の音楽と国語の採択については重点的に協議されたことが、開示された部分から判明した<sup>108</sup>。

音楽の教科書について、選定委員会では教育芸術社を推薦する声が大きかったが、ふるさと教材といった点で滑川市出身の高階哲夫が作詞・作曲した「時計台の鐘」が教育出版には記載されているが、教育芸術社の教科書にはなかったため、教育出版の方が良いのではないかと滑川市教育長からの意見があった<sup>109</sup>。滑川市教育長は選定委員会において、音楽の調査研究を担当した調査員にふるさと教育といった観点からの質問をしたところ、調査員は「そのような観点では考えなかった。」と回答したという<sup>110</sup>（この答弁が行われたと推察される選定委員会会議録では、答弁の内容が非公開となっていた）<sup>111</sup>。

そして後日、ふるさと教育という観点から、滑川市教育長がもう一度調査員に調査を命じ、改めて他の3町村の教育長を訪問したところ、再調査の同意を得て、音楽に関しては後日もう一度協議されることになった。その後、再度協議が行われ、「時計台の鐘」が教育出版のものには掲載されているが、総合的に見て教育芸術社の方が良いという結論に至り、選定委員会は採択協議会に教育芸術社のものをふさわしい教科書として報告した<sup>112</sup>。

国語の教科書については、中新川地区における滑川市以外の3人の教育長から東京書籍の方が良いという意見が出たが、調査員から「3分の1の子どもがついてこれないであろう」という発言があったため、総合的には光村図書の方が良いという意見に集約され、最終的には採択協議会の答申通りに採択がなされた<sup>113</sup>。

富山市の場合とは異なり、中新川採択地区では、採択協議会と教育長で構成される選定委員会の間で意見が別れた際には、教育委員会で会議を行う前に、再度調査員に調査を命じる場合があることも分かった<sup>114</sup>。

中新川採択地区では、滑川市教育長がふるさと教育という観点で、調査員に教科書の再調査を依頼しているが、このふるさと教育とは全国各地で推進さ

れている教育事業で、富山県においては、採択が行われた前年の2010年にふるさと教育有識者懇談会が行われていた。滑川市教育長の再調査依頼は、この懇談会での議論を受けてのものだと考えられる。

この滑川市教育長の質問に対し、調査員はそのような観点では考えなかったと答えていることから、調査員の意見だけではなく、教育委員（この場合、教育長）が別の新たな観点を示したことは、重要である。結果としては調査員の意見が優先され、教育芸術社のものが採択されたが、この中新川採択地区の事例は、教科書採択において現場教員以外の意見が有効に機能するケースがあることを示唆している。

本章におけるこれまでの分析で明らかになったことを整理すると、主に以下の6点となる。

#### **i 採択協議会委員や調査員の、人数やメンバー構成が、自治体ごとに異なっている。**

採択協議会委員や調査員（あるいは調査研究員）の人数やメンバー構成は各自自治体の裁量に委ねられている。1教科当たりの調査員の人数が最も多いのは高岡市中学校の5名であり、富山市と射水市、中新川採択地区は2～3名である。

この人数やメンバー構成が各自自治体の裁量に委ねられていることについて問題はないが、それ故に、各自自治体の規模や学校数に応じた構成を考えていかねばならない。いわゆる「平成の大合併」によって自治体の規模は大きくなったが、元々はそれぞれが異なる特性をもっていた地域が集まっているため、教科書についても多様な意見が地域ごとに出てくるのが予想される。この点を鑑みると、学校現場の意見を取り入れる上で、これら調査員の人数は現状では少ないように思われる。

#### **ii どの採択地区においても、採択協議会委員に保護者や地域住民の代表が含まれている。**

今回調査を行った各採択地区の採択協議会は、保護者や地域住民の代表の意見を取り入れることが可能なメンバー構成になっている。

しかし、本研究で会議録等を分析した結果、保護者や地域住民代表が採択協議会等で積極的に意見を述べたり、質問したりすることはあまり見られなかった。地域の意見を取り入れる仕組みはあるものの、それが上手く機能していないのが現状である。



**iii 中新川採択地区は共同採択地区であるため、意見の集約を図るために選定委員会を設けている。**

舟橋村・滑川市を含む中新川採択地区は、採択協議会と、教科書採択を決定するための教育委員会臨時会（あるいは定例会）の他に、各教育長で構成される選定委員会を設けていた。これは、中新川採択地区が4つの市町村で共同採択を行っているため、市町村間で情報の共有を行い、議論の場を複数持つという点で、重要な役割を果たしている。

**iv 富山市立の学校では使用希望の教科書を推薦書に書いて提出し、それが採択の際の参考資料となる。**

現場での経験を多く積んだ教員が任命される調査員（富山市では調査研究員）の意見とは別に、学校単位ではあるが、それ以外の教員からの意見を取り入れようとする仕組みが、富山市では採用されている。

ただし、あくまでもこの推薦書は採択の際の参考資料であり、必ずしもこの推薦書の集計結果通りに採択が行われるとは限らない。この推薦書に示された教科書は、各学校の教員が子どもの実態に沿って選んだ教科書であるから、この推薦書の位置づけが、教科書採択においてより重要なものとなることが望ましい。

また、この推薦書を各学校が提出する仕組みは、他の採択地区でも採用すべきである。

**v 学校によって使用したい教科書が異なる。（富山市）**

富山市内各学校からの推薦書を集計した推薦結果集計表から、当然のことながら、同じ採択地区内でも学校によって使用したい教科書が異なるケースがあることが分かった。地域が異なれば、それに応じて各学校や子どもの実態は異なるため、これは至極当然の結果と言える。しかし、この当たり前のことを活かすことができないのは、現行制度の欠点と言わざるを得ない。

**vi いずれの採択協議会においても、教科書の内容についての活発な議論が行われていた。**

教科書の調査研究内容を報告するために採択協議会へ出席した調査員の意見の中には、「子供たちが

使いやすく、より良く学べるためには、どのような点が工夫されているか」というような、教科書を教員側の視点だけでなく、子どもの視点から述べたものが数多く見られ、こうした報告をもとに活発な議論が行われていた<sup>115</sup>。

## IV おわりに

本稿では、現行の教科書採択制度、特に富山県における採択制度の仕組みとその実態について明らかにしてきた。

ここでは、これまでの検証作業を通じて浮上してきた教科書採択制度の問題点をいくつか指摘した上で、より良い教科書採択の方法についての展望を持ちたいと考えている。

まず、Ⅲ章vで述べたように、学校ごとに使用したい教科書が異なるという実態がある。特に、Ⅲ章(1)で確認したように、富山市の中学校家庭科教科書については、推薦票の集計結果が東京書籍・開隆堂出版・教育図書の3者で三分されていた。このような状況は、富山市に限らず、どの自治体でも起こり得る。

また、共同採択地区では、Ⅲ章(5)の中新川採択地区における中学校音楽教科書の事例で見られたように、自治体によって採択したい教科書が違うケースも出てきている。このような意見の相違を調整するためにⅢ章iiiで述べた選定委員会が設置されているわけだが、同委員会の設置は共同採択地区における意見調整の難しさを物語っているとも言える。

現行の教科書採択制度では、1つの採択地区で2種類以上の教科書を採択することは不可能に近いため、採択に関しては学校間や自治体間（共同採択の場合）の意見調整をできるだけ丁寧に行わなければならないはずだが、特に学校間ではそうした丁寧な調整が行われているとは言えない現状がある（**問題点1**）。

子どもの実態に応じた教科書を選ぶ上で、こうした現状は改善されなければならない。各地域や各学校には、それぞれ異なる子どもの実態がある。それ故、地域間のみならず、学校間においても適切な教科書を選ぶために意見調整を行うことは、教科書採択における最重要事項の1つと言えよう。

次に、現場教員がどれだけ教科書採択に関わっているか、という点について検討を行う。

I章(2)やIII章で確認したように、採択協議会で使用するための参考資料(調査意見書等)を作成する調査員には、経験豊富な現場教員が多く選ばれ、制度的には現場の声を採択に反映させるルートは一定程度確保されている。

しかし、III章iで述べたように、富山県の場合、この調査員の人数は1教科につき最大でも高岡市の5名であり、現場からの多様な意見を教科書採択のための調査研究に反映させているとは言い難い状況にある(問題点2)。

こうした状況を改善する1つの方法として、III章ivで取り上げた、富山市の各公立小・中学校から提出される教科書の推薦書が挙げられる。このような推薦書によって、各学校に所属する教員の多様な意見を、教科書採択に幾分かでも反映させる仕組みを取り入れることは、有用である。こうした仕組みは他の採択地区でも導入可能であり、より多くの地域でこのような取り組みを行っていくことが肝要だと考える。

しかし、このような現場教員の意見を取り入れる仕組みがあったとしても、III章(1)で記述した富山市の中学校公民教科書の事例のように、調査員や採択協議会等から上がってきた意見が、採択を決定する教育委員会臨時会で覆されてしまうこともあった。

前述した問題点1・2にも関連するが、この事例から、II章で確認した富山県の採択基準の最重要部分である「生徒の実態や地域の実情を踏まえて、…教育課程に最も適した教科書を採択すること」が、果たして実現できているのか、という大きな問題点が浮かび上がってくる(問題点3)。

確かに、この「生徒の実態や地域の実情を踏まえ」た教科書採択を行うため、III章i・iiで述べたように、自治体ごとに採択協議会委員等の人数やメンバー構成が工夫されており、そのこともあってか、III章viで触れたように、採択協議会では活発な議論が行われている。

しかし、膨大な時間をかけて調査員が調査研究を行って作成した資料を基に採択協議会で議論が重ねられ、その結果出された答申が、前述した富山市の公民教科書の事例では、教育委員会臨時会でのわずか30分程度の議論で覆り<sup>116</sup>、答申とは別の教科書が採択されたという事実は、現行の教科書採択制度に重大な欠陥が存在することを示している。

さらに、この臨時会では、前述したように教育委員の1人から、採択された公民教科書(東京書籍)は「大きくて見やすい」とそのサイズをメリットとして挙げる発言があったが、事前に行われた採択協議会では、この大きさでは子どもが机で学習を行う上で不都合であると、そのサイズを逆にデメリットとする意見が出ていた<sup>117</sup>。

また、中新川採択地区の選定委員会では、これも前述したように中学校国語教科書に関して、複数の教育長から、調査員が推薦する光村図書とは別の教科書の方が良いという意見が出されたが、説明のために出席した調査員から、その教科書では「3分の1の子どもがついてこられないであろう」との指摘があって、調査員が推薦する教科書がそのまま選定委員会から採択協議会へ報告された事例も見られた<sup>118</sup>。

これらの事例は、教育委員会幹部の意向が強く働き過ぎると、子どもの実態とかけ離れた教科書が採用される危険性があることを示している。

八重山教科書問題でも、公民の教科書で、調査員の意見では最も評価の低かった育鵬社の教科書が採択されるという事態が起こった。子どもの学びを最優先する現場教員の考えと、別の意図をもって教科書採択に臨むことがある教育委員の考えのうち、後者に重きが置かれる現行の採択制度は問題があると言わざるをえない。

ここまで指摘した問題点1~3や、上記の富山市や中新川採択地区の事例を考え合わせると、教科書採択は、生徒の実態や地域の実情を一番よく知る学校現場に近いところで行われることが道理にかなっており、そのためには現行の教科書採択制度を抜本的に改めて、学校ごとか、あるいは数校規模での採択を可能にするべきであろう。

ただし、抜本的な制度改革を直ちに実現することは不可能なので、経過措置として、より多くの現場教員が教科書の調査研究に携わることができる制度設計を、まずは考えていかなければならない。

前述したように、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」は、教科書採択に当たって教員が中心的な役割を担うべきことを指摘しているが、我が国の現状は、その指摘とはかなり遠いところに位置している。

人々の考え方が多様化し、地域ごとに様々な問題を抱える現代社会において教育活動を展開していく

ためには、やはり子どもたちの実態や地域の実情を踏まえた教科書の選定が行なわれなければならない。戦後の1948年に文部省が出した「教科書検定に関する新制度の解説」には、「教師達の意見を十分取り入れ」て教科書の採択は行われるべきであると記されている<sup>119</sup>。

今一度、この原点に立ち戻るべき時期に来ているのではないだろうか。

現行の教科書採択制度において、現場教員が教科書採択に携わる手段は、選定委員会における調査員に任命されるか、富山市のように各校から集められる推薦票(推薦書)によって希望や意見を述べる以外に確立されていない。選定委員会は多くの自治体を取り入れているものの、その調査員の数に関しては、地区内全域の意見を集約するためには不十分な採択地区が多い。また、推薦票は実施している自治体のものが少なく、教科書採択に関して意見を述べる機会自体が無い教員がほとんどである。

さらに、現行の制度では、教育委員会に行政解釈上の教科書採択権があるため、採択協議会で多くの議論が交わされても、それが教育委員会の臨時会や定例会で容易に覆ってしまう可能性があり、現実にもそのような事態が起こっている。

そもそも教育委員会制度における教育委員は、専門家だけの判断によらず、広く地域住民などの意向を反映した教育行政を実現するというレイマンコントロール(素人統制)の考えに基づいて選出された人々であり、政治的中立性を確保することも求められているはずである。

しかし、近年、教科書採択の場面では、特定の政治的判断に基づいて、専門家集団による判断を退けるケースがしばしば見受けられるようになってきた。

選定委員会における調査員や各学校の推薦票は、現行の教科書採択においては学校や教員の「教科書選定意思」を反映させる制度であるとともに、市町村教育委員会の教育委員が全ての教科書に目を通すことは事実上不可能であることから、これらの制度無くして教科書の採択は成り立たない。

I章(1)で引用した兼子の条理解釈では、市町村教育委員会による採択は、教員の教育権や、それに付随する教科書選定権を侵害するものであってはならないとされたが、採択協議会の答申を市町村教育委員会で覆すケースは、まさに教員の教育権や教科書選定権を侵害するものである。

中新川採択地区の事例で見られたように、現場教員以外の視点が教科書採択において有効に機能する可能性も考えられるが、地方分権や学校現場への権限委譲が求められるようになってきた昨今の状況においては、子どもの実態を一番理解している現場教員の「教科書選定意思」を最大限に尊重するような教科書採択制度を実現させるべきである。

なお、残された課題として、本稿では富山県に絞り込んで教科書採択の実態について検証を行ったが、今後は他の都道府県でも同様の調査を行うべきであろう。調査対象を広げることで、共通の問題点や、自治体独自の問題点を確認することができるので、新たな改善策を検討することも可能となる。

また、その改善策についても、本稿では具体的な内容をほとんど提示することができなかった。この点も、今後の課題としたい。

## 注

- 1 文部科学省 HP「教科書改革実行プラン」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/11/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2013/11/15/1341515\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/__icsFiles/afieldfile/2013/11/15/1341515_01.pdf) 2014年11月6日取得。
- 2 八重山教科書採択問題とは、2012年度から使用する中学公民教科書の採択の際に、八重山教科書採択地区(石垣市、八重山郡(竹富町、与那国町))において、竹富町が採択地区協議会の決定とは異なる教科書を採択し、配布される教科書が無償措置の対象から外された問題である。参考資料：平井祐太「教科書無償措置法の改正一問われる共同採択制度一」参議院事務局企画調整室『立法と調査』No.351, 2014年4月, 3頁。
- 3 『朝日新聞』2014年4月10日付。
- 4 ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」61。参考資料：三省堂『教育六法』, 2014年, 740頁。
- 5 藤岡信勝「採択協議会は“採択機関”か“諮問機関”か 一都賀地区の逆転不採用事件を中心に一」『季刊教育法』130号, エイデル研究所, 2001年9月, 44~50頁。山本直美「杉並区の教科書採択をめぐる」『教育』790号, 2011年11月, 82~87頁。
- 6 浪本勝年「戦前日本の教科書統制」立正大学文学部論叢, 1983年, 7~8頁。
- 7 文部科学省 HP「学制百年史第2章第1節, 7学科課程と教科書の制度」1981年。



- [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317615.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317615.htm), 2014年12月2日取得。
- 8 前掲6, 14~15頁。
- 9 同前, 15~18頁。
- 10 文部科学省 HP「学制百年史第2章第2節, 5 国定教科書制度の成立」1981年。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317624.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317624.htm), 2014年12月2日取得。
- 11 同前。
- 12 同前。
- 13 文部科学省 HP「米国教育使節団報告書」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317998.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317998.htm), 2014年12月1日取得。
- 14 浪本勝年「教科書採択権の所在一戦後初期を中心に」立正大学人文科学研究所年報, 1980年, 38頁。
- 15 同前, 38頁。
- 16 文部省『教科書検定に関する新制度の解説』1948年, 3頁。
- 17 前掲14, 3~5頁。
- 18 文部省「地方教育行政の調査報告書(1955年現在)」1956年, 62頁。
- 19 法庫「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」  
<http://www.houko.com/00/01/S38/182.HTM>  
2014年10月6日取得。
- 20 鈴木勲「教科書無償制度の誕生」法令普及会編『時の法令』(488), 朝陽会, 1964年, 12頁。
- 21 全国解放教育研究会『部落解放運動と教育の発展Ⅱ』明治図書, 1980年, 207頁。
- 22 前掲20, 11~13頁。
- 23 坂本明「第3章 検定・発行・採択」財団法人教科書研究センター『教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究』1997年, 86頁。
- 24 文部省初等中等教育局『昭和36年度使用教科書採択事務取扱要領』1960年, 1頁。
- 25 文部省初等中等教育局『昭和41年度使用教科書採択事務取扱要領』1966年, 1~2頁。
- 26 兼子仁『教育法』有斐閣, 1978年, 420頁。
- 27 文科省 HP「教科書採択の方法」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235091.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235091.htm), 2014年10月6日取得。
- 28 同前。
- 29 同前。
- 30 同前。
- 31 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第2項。
- 32 前掲HP 27。
- 33 同前。
- 34 同前 HP の「表3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を引用。
- 35 同前。
- 36 発行者が教科書の見本を送付する際は, 送付先ごとに送付部数の限度が定められている。都道府県教育委員会へは各15部, 指定都市教育委員会へは各6部, 市町村教育委員会へは各5部, 国・私立学校へは各1部, 教科書センターへは各2部等と定められている。  
参考資料: 文部科学省通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」2014年4月11日。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1348811.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1348811.htm), 2014年10月6日取得。
- 37 前掲 HP 27。
- 38 前掲16, 3頁。
- 39 前掲 HP 27。
- 40 文部科学省 HP「教科書採択の改善について(通知)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1326477.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1326477.htm), 2014年10月6日取得。
- 41 文部科学省 HP「教科用図書採択の状況に係る調査結果について」2012年9月, 15頁。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/\\_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1326477\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1326477_01.pdf) 2014年11月29日取得。
- 42 依義文『最良の「教科書」を求めて—「教科書制度」への新しい提言』つなん出版, 2009年, 56~57頁。
- 43 「種目」とは, 「教科書の教科ごとに分類された単位」のこと。  
参考資料: 一般社団法人教科書協会 HP「教科書制度 Q & A」  
<http://www.textbook.or.jp/question/answer/a01.pdf>, 2014年10月6日取得。
- 44 前掲 HP 27。
- 45 文部科学省 HP「採択地区一覧」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/)

- kyoukasho/saitaku/1282214.htm, 2014年10月6日取得。
- 46 文部科学省 HP「教科書制度の概要」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901.htm), 2014年10月6日取得。
- 47 教科用図書八重山採択地区協議会規約  
<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/400000/410000/410200/2011/kgki/H23kiyaku.pdf>, 2014年12月8日取得。
- 48 『八重山毎日新聞』2011年7月17日付。
- 49 文部科学省 HP「沖縄県八重山教科書採択問題の経緯」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1345141.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1345141.htm), 2014年12月2日取得。
- 50 渡名喜庸安「教科書採択行政改革と分権・自治」三橋良士明, 村上博, 榊原秀訓 編『自治体行政システムの転換と法』日本評論社, 2014年4月, 184頁。
- 51 同前, 178頁。
- 52 同前, 178~179頁。
- 53 文部科学省 HP「採択地区一覧 富山県」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282168.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282168.htm), 2014年10月6日取得。
- 54 富山県教育委員会「平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択基準」2011年, 1~2頁。
- 55 学校教育法附則第9条には「高等学校, 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては, 当分の間, 第34条第1項(第49条, 第62条, 第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず, 文部科学大臣の定めるところにより, 第34条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」とある。
- 56 富山県小学校教育研究会とは, 富山県内小学校の教員約3500人で組織された, 小学校教育研究活動の連絡・促進を図ることを目的とする自主研究団体である。  
 参考資料: 富山県小学校教育研究会HP  
<http://www.kskk.ico.bz/kenkyugaiyou.html>, 2014年10月6日取得。
- 57 富山県中学校教育研究会とは, 富山県中学校の教員約2000人で組織され, 「中学校教育の実りを高め, 郡市における教育研究活動の連携と促進を図る」ことを目的として, 教職員の自主的・自発的な研修を行っている自主研究団体である。  
 参考資料: 富山県中学校教育研究会 HP  
<http://www.ktkk.ico.bz/index.html>, 2014年10月6日取得。
- 58 富山県教育委員会「平成23年度富山県教科用図書採択協議会会議録」2011年, 1頁。
- 59 同前, 2~3頁。
- 60 同前, 2頁。
- 61 同前, 2~3頁。
- 62 富山県教育委員会「平成27年度使用小学校教科用図書調査研究結果及び市内各小学校, 小学校教育研究会の推薦結果」2014年, 8~18頁。
- 63 富山県教育委員会「平成24年度使用教科用図書の採択概要」2011年。
- 64 富山県教育委員会「平成23年度富山県教科用図書採択協議会資料」2011年, 7頁。
- 65 富山県教育委員会「平成24年度使用中学校教科用図書に関する推薦結果」2011年, 8頁。
- 66 同前, 21頁。
- 67 前掲資料58, 1~50頁。
- 68 前掲資料65, 8~22頁。
- 69 富山県教育委員会「平成23年度8月教育委員会臨時会会議録」2011年。
- 70 富山県以外採択地区に関しては, 小学校の採択状況も表にして提示しているが, 富山県の場合, 小学校については関連資料が公開されていないため, 中学校の採択状況のみを示した。
- 71 前掲資料69。
- 72 前掲資料58, 21頁。
- 73 同前, 16~21頁。
- 74 高岡市教育委員会「平成23年度使用高岡市中学校教科用図書採択協議会委員名簿」2010年。
- 75 高岡市教育委員会「平成24年度使用高岡市中学校教科用図書採択協議会会議録(要旨)」2011年, 1~5頁。
- 76 高岡市教育委員会「平成23年度使用高岡市小学校教科用図書採択協議会議事録(要旨)」2010年, 1~3頁。
- 77 前掲資料75, 1~5頁。前掲資料76, 1~3頁。
- 78 前掲資料75, 4頁。
- 79 前掲資料75, 1頁。
- 80 前掲資料76, 1~2頁。
- 81 同前, 2頁。
- 82 射水市教育委員会「平成24年度使用中学校教

- 科書 射水市教科用図書採択協議会 委員」2011年。
- 83 射水市教育委員会「平成23年度使用小学校用教科書 射水市教科用図書採択協議会 委員」2010年。
- 84 射水市教育委員会「平成24年度使用中学校教科書 中学校教科用図書採択協議会(第1回)会議録」2011年, 2頁。
- 85 射水市教育委員会「平成23年度使用教科書 小学校教科用図書採択協議会(第1回)会議録」, 3頁。
- 86 前掲資料84, 3頁。前掲資料85, 3頁。
- 87 射水市教育委員会「平成24年度使用教科書 射水市中学校教科用図書採択協議会(第2回)会議録」2011年, 1~44頁。
- 88 射水市教育委員会「平成23年度使用教科書 射水市小学校教科用図書採択協議会(第2回)会議録」2010年, 1~38頁。
- 89 射水市教育委員会「平成24年度使用教科用図書採択に関する答申」2011年。
- 90 射水市教育委員会「平成23年度使用教科用図書採択結果」2010年。
- 91 前掲資料88, 1~38頁。前掲資料89, 1~2頁。
- 92 前掲資料88, 1~38頁。
- 93 同前, 1~38頁。
- 94 射水市教育委員会「平成23年度射水市使用教科用図書(特別支援学級分)採択結果」2010年。
- 95 前掲資料88, 13頁。
- 96 同前, 17~20頁。
- 97 同前, 20~24頁。
- 98 中新川採択地区協議会「平成24年度中学校使用教科用図書 富山県教科用図書中新川採択地区協議会会議録」2011, 3頁。
- 99 中新川採択地区協議会「平成23年度小学校使用教科用図書 富山県教科用図書中新川採択地区協議会会議録」2010年, 4頁。
- 100 同前, 4頁。
- 101 中新川採択地区協議会「平成24年度使用中学校教科用図書 富山県教科用図書中新川採択地区協議会委員名簿」2011年。中新川採択地区協議会「平成23年度使用小学校教科用図書 富山県教科用図書中新川採択地区協議会委員名簿」2010年。
- 102 中新川採択地区協議会「平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」2010年, 2~5頁。中新川採択地区協議会「平成24年度使用中学校教科用図書調査研究の観点について」2011年, 1~2頁。
- 103 中新川採択地区協議会「平成24年度中新川採択地区使用中学校教科用図書採択(案)」2011年。
- 104 全教科の資料を開示請求すると, 膨大な量になることから, 本研究では社会科の資料のみを請求した。それゆえ, 表9の「調査員推薦」の2位以下については, 社会科のみを記載してある。また, 各教科の1位については, 中新川採択地区協議会「平成24年度使用中学校教科用図書の調査研究結果の概要」(2011年)の1~6頁に記載されていた。
- 105 中新川採択地区協議会「平成23年度中新川採択地区使用教科用図書採択(案)」2010年。中新川採択地区協議会「平成23年度使用小学校教科用図書の調査研究結果の概要」2010年, 6~11頁。
- 106 舟橋村教育委員会「7月定例会会議録」2011年7月21日, 1~2頁。
- 107 滑川市教育委員会「平成23年7月定例会 滑川市教育委員会会議録」2011年7月29日, 1~10頁。
- 108 同前, 5~6頁。
- 109 同前, 5頁。
- 110 同前, 5頁。
- 111 新川採択地区協議会「平成24年度使用中学校教科用図書選定委員会会議録(要旨)」2011年, 4~5頁。
- 112 掲資料107, 5~6頁。
- 113 同前, 6~7頁。
- 114 同前, 5~6頁。
- 115 前掲資料88, 3~36頁。
- 116 前掲資料69に, 教育委員会臨時会は午後4時15分開議~午後4時45分閉議とあり, この臨時会が30分間の会議であったことが記されている。
- 117 前掲資料58, 20~23頁。前掲資料69。
- 118 前掲資料107, 6~7頁。
- 119 前掲16, 3頁。

(2014年10月20日受付)

(2014年12月10日受理)